

業務改善助成金について (ご申請前に必ずお読みください)

1. 問い合わせ先

業務改善助成金申請にかかる一般的なご相談は業務改善助成金コールセンター

(電話番号：0120-366-440 受付時間：平日 8時30分から17時15分まで)

にお問い合わせください。なお、助成対象経費として認められるかについて申請前に相談をいただいても、生産性向上・労働能率増進に資するか等含めて申請後に精査する必要があることから回答はできませんのでご了承ください。

2. 賃金引き上げのルール

全ての労働者を新事業場内最低賃金まで引き上げ、就業規則等でその引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。事業場内最低賃金とは雇入れから3か月を経過した労働者のうち事業場内で最も低い時間給のことをいいます。

(1)認められる引き上げ例

認められる引き上げ例

	引き上げ前賃金額	引き上げ後賃金額
A (雇入れ後3か月経過)	1050	1100
B (雇入れ後3か月経過)	1060	1100
C (雇入れ後3か月未満)	1030	1100
就業規則等の規定	時間給1100円	



事業場内で最も賃金額が低いのはCですが、Cは雇入れから3か月を経過していないため、事業場内最低賃金の労働者はAとなります。そのため、すべての労働者をAの賃金額以上に引き上げる必要があります。また、引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則に定めていただく必要があります。

新事業場内最低賃金はAの時間給(時間給1100円)となるため

①B,Cの時間給を1100円以上

②就業規則等には事業場内最低賃金を時間給1100円と定める必要があります

(2)認められない引上げ例

認められない引上げ例①

	引上げ前賃金額	引上げ後賃金額
A (雇入れ後3月経過)	1050	1100
B (雇入れ後3月経過)	1060	1090
C (雇入れ後3月未満)	1030	1090



事業場内で最も賃金額が低いのはCですが、Cは雇入れから3か月を経過していないため、事業場内最低賃金の労働者はAとなります。そのため、すべての労働者をAの賃金額以上に引上げる必要があります。

新事業場最低賃金はAの賃金額1100円となりますが、B、Cの引上げ後の賃金額が新事業場内最低賃金(1100円)まで引上がっていないため、コース金額にかかわらず上記の例では認められません。

認められない引上げ例②

	引上げ前賃金額	引上げ後賃金額
A (雇入れ後3月経過)	1050	1100
B (雇入れ後3月経過)	1060	1100
C (雇入れ後3月未満)	1030	1100
就業規則等の規定に規定する事業場内最低賃金の規定	時間給1090円	



新事業場最低賃金はAの賃金額1100円となり、その労働者の引上げ後の賃金額である1100円を規定する必要があるため、コース金額にかかわらず上記の例では認められません。

3. 引上げ労働者について

賃金を引上げる労働者(引上げ額がコース金額未満の労働者も含む)は申請前3か月間の賃金台帳を提出するよう求めています。当該期間中で引上げ前の賃金額が確認できない労働者は引上げ労働者とカウントして申請することはできませんのでご注意ください。

ださい。

4. 第三者が関与する申請について

本助成金の申請を代行できるのは提出代行者・事務代理・代理人に限られます。申請者や提出代行者・事務代理・代理人以外の方から申請の具体的な内容等についてのお問い合わせにお答えすることはできません。

5. 必要書類

愛知労働局ホームページ掲載の必要書類一覧をご確認いただき書類のご提出をお願いいたします。

1つの契約金額が10万円以上の場合は相見積書が必要となりますのでご注意ください。例として1個当たり1万円の同一製品を10個購入する場合は相見積が必要となります。

6. 事業実績報告について

設備投資の納品・支払は交付決定後に行っていただく必要があります。交付決定以前(交付決定日当日も含む)に設備の納品・支払を行っていた場合は助成対象となりませんのでご注意ください。

また、交付決定後に交付決定内容が変更になる場合は軽微な変更を除き、変更後の事業に着手する前に計画変更の承認を受ける必要があります。事業実績報告時に交付決定の内容から変更があるにもかかわらず、計画変更の承認を受けていないことが判明した場合は交付額確定が行えませんのでご注意ください。

例として、総事業費が高額になる場合は金額にかかわらず軽微な変更とは言えませんので計画変更の承認後に変更後の事業の納品・支払を行う必要があります。

7. その他

申請前には交付要綱・交付要領・申請マニュアル・Q&Aを必ずお読みください。また、審査は受付順に行っております。申請期限前や地域別最低賃金改定前には申請が集中し、申請状況によっては審査を行うまでにお時間をいただく場合がございます。また、書類に不備・不足がある場合は決定が遅くなるためご留意願います。予算の都合上、申請期限前に受付を終了する場合もあるため、申請はお早めをお願いいたします。

愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課

■ 所在地：〒460-8507

名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

■ 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

■ 電話：052-857-0313

■ メールアドレス：23kkjyoseikin@mhlw.go.jp（申請後の追加資料、補正資料の受取専用メールアドレスです。ご質問や新規申請をいただいても受付できません）